

善通寺市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 1 1 月 5 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 金 崎 大 和

令和 3 年度財政援助団体監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

記

1 監査内容

令和 2 年度補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

(1) 団体名 善通寺市中央地区、東部地区、西部地区、南部地区、竜川地区、与北地区、筆岡地区及び吉原地区環境推進連合会

(2) 所管課 市民生活部環境課

3 監査の実施日

令和 3 年 1 0 月 8 日

4 監査の方法

各地区環境推進連合会への令和２年度及び令和３年４月１日から８月３１日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について、関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

監査対象団体への交付金補助金等の令和２年度決算概要

市からの補助金等・資源ごみ交付金の収入

単位：円

地区環境推進連合会等	収入の部（交付金補助金等）	
	一般会計	特別会計
中央地区環境推進連合会	特別会計繰入 550,400	資源ごみ交付金 1,265,000 各補助金等 259,330
東部地区環境推進連合会	積立金繰入 190,000 各補助金等 325,444	資源ごみ交付金 1,559,000
西部地区環境推進連合会	特別会計繰入 200,000 各補助金等 168,815	資源ごみ交付金 753,000 各補助金等 13,800 一般会計繰入 110,000
南部地区環境推進連合会	特別会計繰入 380,000 各補助金等 226,487	資源ごみ交付金 1,091,000
与北地区環境推進連合会	各補助金等 119,197	資源ごみ交付金 605,000
筆岡地区環境推進連合会	特別会計繰入 200,000 各補助金等 241,814	資源ごみ交付金 1,030,000
吉原地区環境推進連合会	特別会計繰入 100,000 各補助金等 175,964	資源ごみ交付金 820,000
竜川地区環境推進連合会	振興協議会繰入 200,000 各補助金等 228,000	(地域振興協議会へ) (資源ごみ交付金 1,668,000)

繰越金等の状況

単位：円

	繰越金等			
	一般会計	特別会計	積立金	合 計
中央地区環境推進連合会	23,338	44,733	—	68,071
東部地区環境推進連合会	13,619	87,298	342,123	443,040
西部地区環境推進連合会	2,613	16,135	—	18,748
南部地区環境推進連合会	326,067	306,380	—	632,447
与北地区環境推進連合会	57,864	28	—	57,892
筆岡地区環境推進連合会	442,959	414,158	—	857,117
吉原地区環境推進連合会	331,641	354,104	—	685,745
竜川地区環境推進連合会	205,783	(地域振興協議会) (1,578,461)	(地域振興協議会) (1,700,418)	205,783 (地域振興協議会) (3,278,879)

5 監査の結果

令和2年度の決算報告等について、証拠書類を監査したところ、全般的に概ね適正であった。比較的軽微な事項については、記載を省略している。なお、意見を要する事項は、次のとおりである。

意見事項

(市民生活部環境課)

交付金等の繰越金について

環境・コミュニティ事業推進交付金及び補助金においては、交付金額等を上回る繰越金が見られる。多額の繰越金は、地区の総意のもとに計画的に支出を促し、また、積立金は、その目的を明記し、上限を定めて運用するよう各地区環境推進連合会に指導されたい。

(各地区環境推進連合会)

交付金等の繰越金について

環境・コミュニティ事業推進交付金及び補助金においては、交付金額等を上回る繰越金が見られる。多額の繰越金は、地区の総意のもとに計画的に支出を促し、また、積立金は、その目的を明記し、上限を定めて運用するよう検討されたい。